

保育所等への入所手続きのしおり

【はじめに】 保育所（園）等に入所するためには、利用申込みの手続きが必要です。令和2年4月から令和2年8月までの間の入所を希望される方は、このしおりをよく読んでお申し込みください。保育所（園）等は、保護者が勤務や病気などの理由で、保育を必要とする就学前児童を保育する施設です。家庭で保育できるようになった場合は利用できませんので、ご了承ください。

【申込期間】 入所希望月の前々月11日から前月10日まで（土・日・祝日を除く。）

※大村市外の保育所等を希望する場合は、入所希望月の前々月11日より前からお申し込みできます。

なお、申込期間を過ぎた場合は、入所希望日に入所できないことがあります。ご注意ください。

【申込先】 大村市こどもセンター

<住所> 〒856-0832 大村市本町413-2 <電話番号> 0957-54-9100

<受付時間> 午前8時30分から午後5時30分まで

<対象施設>

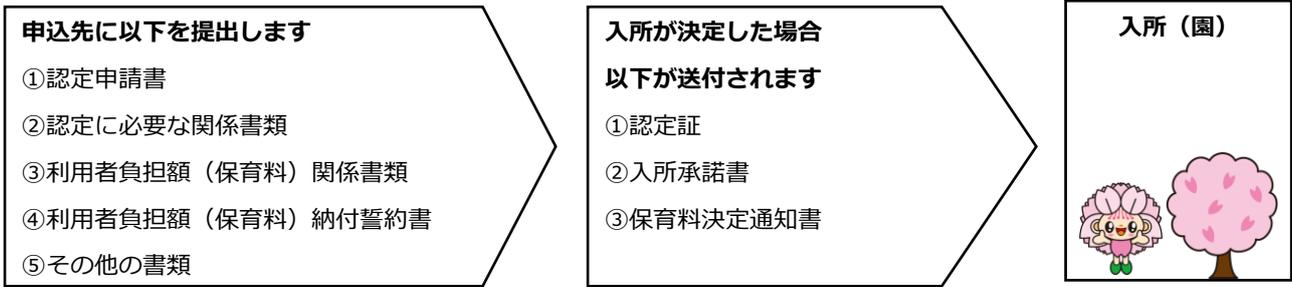
区分	施設名	
認可保育所（園）	三城保育所（公立） 植松保育園 松原保育園 常盤保育園 かたまち保育園 桜馬場保育園 ゆりかご保育園 おひさま保育園 千木の森やまびこ保育園 ぷれり恵光保育園 かめりあ天空の森保育園(R2.4.1開設予定)	萱瀬保育園 久原保育園 三浦保育園 わかば保育園 諏訪保育園 新城保育園 ふるまち保育園 かしのき保育園 たけまつ保育園 ザラナ保育園 ちいさな保育園工ミー（※2）
認定こども園	放虎原こども園（公立） 認定こども園たんぼぼ園 ひまわり認定こども園 認定こども園わんぱくはうす フォルテ認定こども園 いけだ認定こども園	認定こども園昊天宮保育園 かめりあこども園 くじら認定こども園 認定こども園すずたこども園 認定こども園キッズランド 福重みょうせんじこども園（※3）
事業所内保育事業（※1） 小規模保育事業（※1）	小規模保育園このみ たけまつちっち保育園 ちぎのもり保育園 かめりあ保育園 小規模保育園キッズホーム ちいさな保育園マーナ 小規模保育所とみのはら保育園 小規模保育所つぼみのおうち 小規模保育園どんぐり	院内保育園さくら保育園 小規模保育園いるか すこやか保育園 かめりあ三城保育園 のびやか保育園 小規模保育園まつぼっくり かめりあ三城第二保育園 かめりあ三城第三保育園

※1 小規模保育事業及び事業所内保育事業の対象年齢は、0歳～2歳（4月1日時点）です。

※2 ちいさな保育園工ミーは4月から、小規模保育事業から保育園に移行する予定です。

※3 福重みょうせんじこども園は4月から、保育園から認定こども園に移行する予定です。

【申込みから入所までの流れ】



※毎月中旬頃に選考を行い、入所が決定した場合は電話連絡いたします。なお、入所が決定しなかった場合は、初めてお申込みをされた方へのみ、入所希望月の前月中旬に「保育所入所保留通知書」を送付いたします。

【提出する書類について】

※文字はボールペン（消えるボールペン不可）ではっきりと書いてください。

①認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用申込書）

＜ 保育の利用を必要とする理由 ＞

保育所（園）等の利用申込みをすることができるのは、保護者のいずれもが下表の「保育の利用を必要とする理由」の①～⑩のいずれかに該当する場合です。申請書の「保育の利用を必要とする理由」欄の該当する項目にチェックしてください。

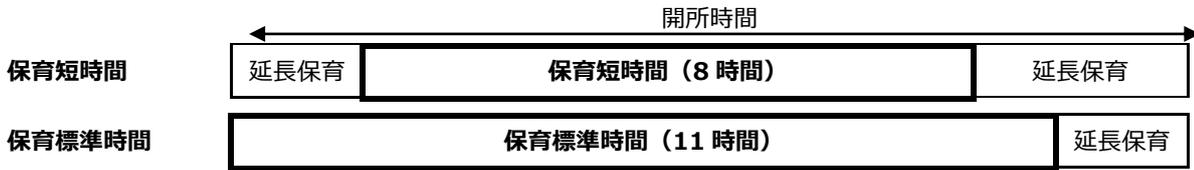
保育の利用を必要とする理由	保護者の状況	入所（園）できる期間
① 就労	月60時間以上の就労（フルタイムのほかパートタイムや居宅内労働をしている場合を含む）	就労が継続している間（育児休業中は除く。）
② 妊娠・出産	児童の母親が出産予定日2か月前の月初めから、産後8週までの状態	産後8週を経過する日の翌日が属する月の末まで
③ 疾病・障害	保護者が疾病等で入院している場合や障害をもっている場合	疾病等が回復するまで
④ 介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）の介護・看護が常時必要である場合	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤ 災害復旧	地震・火災・風水害等の災害復旧にあたっている場合	復旧が終了するまで
⑥ 求職活動	就労する意思があり、求職活動等に専念している場合	入所して90日を経過する日が属する月の末まで（※）
⑦ 就学・職業訓練	保護者が大学等に在籍している場合や職業能力訓練を受けている場合	在学・訓練期間中
⑧ 児童虐待・DV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間
⑨ 育児休業（入所済の児童のみ利用可）	育児休業をする際に、すでに保育所（園）に入所している児童がいて継続利用が必要な場合	必要と認められる期間
⑩ その他	上記に類する状態として市が認める場合	必要と認められる期間

※ 年度内に再び求職活動で入所した場合は、90日から既に求職活動で入所した日数を差し引いて期間を計算します。

＜ 利用できる保育時間 ＞

利用できる保育時間には、「保育短時間」と「保育標準時間」の2種類があり、保護者の状況や希望から、市が妥当と判断する保育時間を認定します。なお、以下の要件に全て該当する場合、原則として「保育短時間」に認定します。

- | |
|---|
| 要件① 保護者のどちらか又は両方の勤務状況が、1月当たりの勤務時間が120時間未満 |
| 要件② 保護者のどちらか又は両方の勤務状況が、1日の勤務時間が午前9時から午後4時までの間 |



※ 延長保育を利用すると、保育料とは別に料金が掛かります。

②認定に必要な関係書類

父・母・同居の祖父母（65歳未満）^(※1)の「保育の利用を必要とする理由」ごとに、必要書類^(※2)を提出してください。

保育の利用を必要とする理由	必要書類
① 就労	<input type="checkbox"/> 会社等に勤務している場合 → 勤務証明書 <input type="checkbox"/> 自営業又は親戚が経営する店舗等で勤務している場合 → 勤務証明書及び確定申告書（第1表・第2表）の写し又は自営業の開業届（税務署提出分）
② 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかるページ）
③ 疾病・障害	次のうちの、いずれか1つ（新規入所の場合は診断書） <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳
④ 介護・看護	<input type="checkbox"/> 病状・看護申立書 <input type="checkbox"/> 被介護者、被看護者の診断書又は手帳
⑤ 災害復旧	<input type="checkbox"/> り災証明書等
⑥ 求職活動	<input type="checkbox"/> 求職カード（ハローワークカード）
⑦ 就学・職業訓練	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 授業・講義のカリキュラムがわかるもの
⑧ 児童虐待・DV	<input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力被害者の保護（保護命令）に関する証明書等
⑨ 育児休業	次のうちの、いずれか1つ <input type="checkbox"/> 勤務証明書 <input type="checkbox"/> 育児休業証明書
⑩ その他	<input type="checkbox"/> 市が必要と認める書類（各事由ごと）

※1 同居の祖父母（65歳未満）分は必須ではありませんが、提出されない場合、入所選考で保育の必要性が低く判定されます。

※2 必要に応じて追加の書類を提出していただく場合があります。

③利用者負担額（保育料）関係書類

下記の対象者に該当する方は、必要書類を提出してください。

対象者	必要書類
<u>平成31年1月1日時点</u> で大村市に在住していなかった保護者	次のうちの、いずれか1つ 【平成31年度分（令和元年度分）】 <input type="checkbox"/> 市民税決定通知書 ^(※1) <input type="checkbox"/> 市民税課税（非課税）所得証明書 ^(※2)
ひとり親世帯	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯とわかる書類（戸籍謄（抄）本、児童扶養手当証書、父子・母子の福祉医療受給資格者証、離婚届の受理証明書など）
同一世帯内に障害のある方がいる世帯	<input type="checkbox"/> 障害を証明する書類（身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給証書のいずれか1つ）
同一世帯内に幼稚園、特別支援学校幼稚部等に通園している兄弟がいる世帯	<input type="checkbox"/> 入所児童の兄弟児童に関する申立書 <input type="checkbox"/> 在園証明書等

※1 会社等から配布される通知書です。源泉徴収票ではありませんので、ご注意ください。

※2 平成31年度（令和元年度分）市町村市民税課税（非課税）所得証明書は、平成31年1月1日時点において在住していた自治体で取得できます。

④利用者負担額（保育料）納付誓約書 ※入所する児童が3歳児～5歳児の場合は不要

押印を忘れずをお願いします。※シャチハタ印不可

⑤その他の書類

- 1 第2子以降の児童を預けない場合・・・第2子以降の児童を預けない申立書
- 2 住民票は同住所にあるが同居していない方がいる場合・・・世帯構成についての申立書
- 3 出産の予定がある場合・・・母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかるページ）

【送付される書類について】

①認定証（支給認定証）

認定申請書により認定が決定すると「認定証（支給認定証）」を交付します。入園に際して必要ですので、大切に保管してください（認定証の交付は入園の決定ではありません。）。

なお、受付から30日以内に交付することとなっていますが、審査に時間を要するため、入所承諾書の発行と同時に発送します。ご了承ください。

< 認定内容の変更・取消 >

認定後に以下のような世帯状況の変更があった場合は、必ず大村市こどもセンターにご連絡ください。

- ①児童・保護者の氏名や住所の変更 ②離婚や結婚による世帯員の増減 ③保護者の転職・離職

申請された「保育の利用を必要とする理由」に該当しなくなった場合には、認定を取り消すことがありますのでご注意ください。認定を取り消されると、施設を利用できなくなります。

②入所承諾書 ③保育料決定通知書

入所（園）できる保育所（園）等と保育実施期間、保育料の月額をお知らせします。

< 入所選考 >

保育所（園）等の入所（園）については、保育の利用が必要な程度が高い児童から決定します。また、入所できる基準に該当しない場合は、入所が認められません。保育の利用が必要と認められるときでも、保育所の定員に余裕がない場合は入所できません。

< 保育の実施期間 >

- 1 保育の実施期間は、申請書に記載された希望する期間の範囲内で最長1年間です。保育実施期間の最終月に、更新に必要な提出書類の通知をします。引続き入所を希望される場合は期限内に提出してください。期限内に提出されない場合は、引き続き入所を希望されないものとみなし、退所していただくこともありますのでご注意ください。
- 2 入院や旅行など2週間以上にわたり欠席する場合は、入所している保育所に「長期欠席届」を提出してください。また、1か月を超えて欠席する場合は退所していただく場合があります（再入所する場合には再申請が必要です。）。
- 3 保育の利用を必要とする理由が「妊娠・出産」の場合は、原則として産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日で退所となります。
- 4 保育の利用を必要とする理由が「求職活動」の場合は、入所して90日を経過する日が属する月の末日までに勤務証明書等の必要書類を提出してください。提出されない場合は、退所となります。

< 退所手続について >

入所期間中に退所する場合は、「退所届」の提出が必要です。退所日の2週間前までに提出してください。

しおりに関するお問合せは、大村市こどもセンターまで
TEL：0957-54-9100 FAX：0957-54-9174

